

デジタル・ガバメント閣僚会議の開催について

平成 26 年 6 月 24 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
平成 26 年 8 月 8 日 改正
平成 30 年 4 月 17 日 改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令(平成 12 年政令第 555 号)第 4 条の規定に基づき、国及び地方公共団体のデジタル化を機動的かつ強力に進め、その成果を展開することによって、国、地方公共団体及び民間部門まで含めた社会全体のデジタル化を推進することを目的として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、デジタル・ガバメント閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)を開催する。
- 2 閣僚会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員以外の国務大臣も必要に応じて会議への出席を議長に求めることができる。
 - 議長 内閣官房長官
 - 副議長 情報通信技術 (IT) 政策担当大臣
総務大臣
 - 構成員 行政改革担当大臣
内閣府特命担当大臣 (防災)
国家公安委員会委員長
法務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣情報通信政策監 (政府CIO)
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前項に規定する構成員以外の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 閣僚会議で扱う事項のうち、あらかじめ各府省に協議の上閣僚会議で決定した事項については、全府省において、その実施を着実に推進するものとする。
- 5 閣僚会議の庶務は、総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、閣僚会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。